

## 令和6年度愛知県手話通訳者養成講習会開催要綱

### 1. 趣旨

この要綱は、愛知県障害者社会参加促進事業要綱に基づき、愛知県から委託を受けて行う手話通訳者養成事業について実施の方法等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 事業の目的

手話通訳者として一定の水準の確保と体系的な養成を図るため国のカリキュラムに基づく手話通訳者養成事業を実施することにより、コミュニケーション手段の確保等の一層の推進を図る。

### 3. 主催

愛知県・愛知県聴覚障害者協会

### 4. 事業と実施方法

手話通訳者を養成するための講習会を、次の各号に定めるところにより開催する。

#### (1) 実施会場

昼コース あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸1-7-2）

夜コース 安城市総合福祉センター（安城市赤松町大北78番地1）

#### (2) 対象者

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者であり、次のいずれにも該当する者とする。

ア. 愛知県に在住・在勤の20歳以上（令和6年4月1日現在）の者

イ. 1年半継続して受講できる者

ウ. 事前面接会（昼コース6月20日（木）・夜コース6月22日（土））に出席できる者

#### (3) 養成人員

1コース20名とする。

#### (4) 講習の内容

国の示す手話通訳者として必要な知識及び技術

#### (5) 講習回数・時間

ア. 回数 62回（通訳Ⅰ 32回、通訳Ⅱ 30回）

イ. 時間 原則1回2時間

### 5. 受講者の募集

別に定める募集要項によるものとする。

### 6. その他

この要綱に定めのない事項については、愛知県と協議の上、愛知県聴覚障害者協会（あいち聴覚障害者センター）が定める。

## 令和6年度愛知県手話通訳者養成講習会受講募集要項

### 1. 講座開催会場

- ・昼コース：あいち聴覚障害者センター（名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館）
- ・夜コース：安城市総合福祉センター（安城市赤松町大北78番地1）

### 2. 期間及び時間

#### (1) 昼コース（10時30分～12時30分）

令和6年7月3日（水）から令和7年9月末の水曜日 62回

#### (2) 夜コース（19時～21時）

令和6年7月5日（金）から令和7年9月末の金曜日 62回

※ いずれのコースとも、内容により土曜日、日曜日に開催の場合もある。実習課程は講習会の中で説明する。

### 3. 定員

1コース20名

### 4. 受講料

無料（但し教材費は実費）

### 5. 受講資格

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者であり、次のいずれにも該当する者とする。

ア. 愛知県に在住・在勤の20歳以上（令和6年4月1日現在）の者

イ. 1年半継続して受講できる者

ウ. 事前面接会（昼コース6月20日（木）、夜コース6月22日（土））に出席できる者

### 6. 受講の申し込み

別紙の「令和6年度愛知県手話通訳者養成講習会受講申込書」に記入しあいち聴覚障害者センターに提出すること（持参、郵送いずれも可）

送付先 あいち聴覚障害者センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内

### 7. 申込期限

令和6年6月7日（金）まで（必着）

（6月7日（金）までにあいち聴覚障害者センターに到着したものののみ受付します。いかなる理由があっても締切り日を過ぎたものは受け付けません。）

### 8. 受講者の決定

申し込み者に対して面接を行い、「受講決定通知書」を送付する。

#### 事前面接会について

- ・ 昼コース6月20日（木） 面接会場 あいち聴覚障害者センター
  - ・ 夜コース6月22日（土） 面接会場 安城市総合福祉センター
- 面接時間は10時から15時予定（受付時間9時45分から）
- ・ 詳細につきましては、別添の進行表をご覧ください。面接のご案内は致しませんので直接会場にお越し下さい。
  - ・ 面接日に欠席の場合は、受講できません。